

(平成21年5月27日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認函館地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 3 月 6 日から 44 年 1 月 21 日まで  
② 昭和 44 年 3 月 1 日から 45 年 4 月 1 日まで

私の厚生年金保険期間を照会したところ、申立期間については昭和 45 年 6 月 17 日に脱退手当金を受給しているとのことだが、脱退した記憶もなく、脱退手当金を受給した記憶もない。厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた申立期間①に係る事業所では、申立人は親しい同僚から、脱退手当金を受給していることを聞いており、申立人は脱退手当金制度について承知している上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 45 年 6 月 17 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を支給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 12 年  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 1 日から 32 年 4 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入記録について確認したところ、昭和 31 年 12 月 1 日の喪失になっている。実際は A 株式会社 に 32 年 3 月 31 日まで勤務していたので加入記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 株式会社 に勤務し給料から厚生年金保険料を控除されていたと主張しているが、当該事業所は既に適用事業所に該当しておらず、事業主は死亡していること及び申立期間当時被保険者であったことが確認できるすべての同僚についても、所在が不明であることから、申立人の主張する勤務実態及び厚生年金保険料の控除に係る事実を確認できる資料や供述を得ることができない。

また、社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳の記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

なお、申立人は、申立期間における厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 12 年 4 月 1 日から 17 年 7 月 1 日まで  
② 平成 17 年 7 月 1 日から同年 12 月 21 日まで

申立期間①のA株式会社及び②のB株式会社での、厚生年金保険記録回答票の標準報酬月額と給与明細書の総支給額に差がありすぎるので再調査し、記録確認をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する厚生年金保険記録回答票の標準報酬月額と給与明細書の総支給額から算出される標準報酬月額との相違については、申立人から提出のあった申立期間①のA株式会社及び申立期間②のB株式会社の給与明細書によると、平成 12 年 4 月分からは賃金カット分の金額が総支給額から控除（減額）されており、控除後の総支給額（報酬月額）から算出された標準報酬月額に応じた保険料が控除されていることが確認できる。

また、平成 17 年 7 月 1 日付でA株式会社から事業を継承しているB株式会社に照会したところ、「A株式会社では、平成 12 年 4 月から経営状況が厳しいため、C組合と事業主との協議の結果、全船員約 600 人に対し、一律に賃金カットを行った。」旨の回答があった。

さらに、D社会保険事務所からの回答でも、両事業所の事業主からは賃金カット後の報酬に基づく各種届出が提出され、関係書類として、「被保険者報酬月額算定基礎明細書（被保険者別）」が添付されていたことから、賃金カット後の報酬月額で標準報酬月額を決定していることが確認できる。

加えて、B株式会社から提出された平成 16 年分給与支給リスト・源泉徴収簿、17 年分給与支給リスト・源泉徴収簿等の資料により、給与から

控除されていた厚生年金保険料控除額に応じた標準報酬月額と社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、両申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月から 18 年 8 月まで

株式会社Aの子会社である、株式会社Bに勤務していたが、平成 12 年 7 月分から 18 年 8 月分までの標準報酬月額の届出間違があるため、厚生年金保険の加入記録の訂正を求めたい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張する標準報酬月額の相違については、株式会社BがC社会保険事務所へ提出した関係届出書について、毎月の歩合給を支給月額に算入せず、基本給のみの届出を提出したことにより生じていたことが、D社会保険事務所から事業主への照会に対する回答書、給与台帳等と、社会保険庁の加入記録との相違により確認できる。

しかし、事業主から提出された「支給額および社会保険標準報酬、社会保険控除実際額一覧表」により、給与から控除されていた厚生年金保険料控除額に応じた標準報酬月額と、社会保険事務所の記録上の標準報酬月額は一致していることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間において、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年6月1日から26年2月1日まで  
A商會に昭和24年3月20日から勤務し、27年10月31日まで勤続3年7か月(43か月)の勤務実態がある。今回の記録照会回答票によれば、昭和25年6月1日から26年2月1日まで、厚生年金保険加入記録が無いので、加入記録の確認を申し立てる。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立内容及び同僚の供述から、申立期間において正社員としてA商會に勤務していた可能性がうかがわれる。

しかし、当該事業所は既に適用事業所に該当しておらず、当時の事業主の所在が不明であるため、照会不能であり、当時の状況を確認することができる資料や供述を得ることができない。

また、同僚の供述から、申立期間の具体的な勤務状況及び保険料の控除までは確認できない上、同僚の一人は、「申立人は申立期間については退職していた。」と供述している。

さらに、健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したが、申立期間に係る申立人の氏名は確認できない。一方、同名簿において健康保険の整理番号の欠番が見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

なお、申立人が申立期間において、厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実が確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。